## 綾瀬市が発注する工事等に 「電子保証」を導入します

令和5年11月9日以降に契約を締結する保証事業会社の 前払金保証と契約保証について、電子手続きが可能となります。

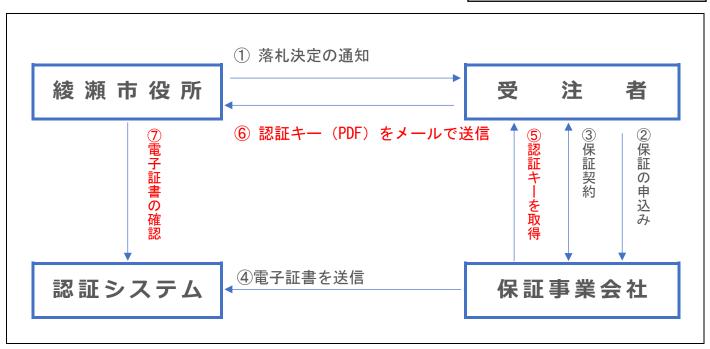


- ☑ 保証証書等の郵送・持参が不要になります。
- ☑ 前払金の申請もメールで可能です※。
  - ※押印省略には担当者の氏名と連絡先の記載が必要となります。

## 電子契約と併用すれば来庁せずに契約手続が完結!

## 電子保証のしくみく ウェブページをご参照ください。

詳細は東日本建設業保証(株)の



綾瀬市 経営企画部 財政課 契約検査担当 TEL 0467-70-5642 FAX 0467-70-5597 Email wm.705642@city.ayase.kanagawa.jp